八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　行定金次郎
印刷所　秀文社
毎月1回（10日発行）
発行部数　28,300
定価　一部5円

# 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 の投票日は11月20日

## 法を守って明るい選挙
## 生かそうあなたの一票
### 投票で築こう民主主義

こんどの総選挙は、わが国の民主主義をまもるためのきわめて大切な意義をもつ選挙です。有権者一人一人の投票を通じて国政を決定するという責任意識をもって、十一月二十日の投票日には一票を清く投じて、民主政治の完成に一歩近づけるという、こんどの総選挙の目的を生かすようにしましょう。

○ **投票所**
投票所は、前号の時報に掲載しましたが、お手許に配布しました投票所入場券にもあなたの投票場所が書いてあり、全市に三十五カ所あります。

○ **投票時間**
投票時間は、午前七時から午後六時までです。

○ **選挙の種類**
こんどの選挙は、衆議院議員の総選挙と最高裁判所裁判官の国民審査が同時に行なわれます。

○ **投票用紙の書き方**
投票所では、総選挙の投票用紙（あづき色）と、国民審査の投票用紙（濃い緑色）を同時にお渡しします。
衆議院議員総選挙の投票用紙には、候補者一名の名前を「はっきり」と書いて下さい。

○ **こんな投票は無効です……**
①二人以上の候補者の名前を書いたとき。
②ゴム印などを押して、自分で候補者の名前を書かないとき。
③候補者の誰を書いたのか判らないとき。
最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙には、審査を受ける裁判官の名前が書いてありますから、「やめさせた方がよい」と思う裁判官には名前の上欄へ×印をし、「やめさせなくてよい」と思う裁判官には何も書かないで下さい。

○ **こんな投票も無効です……**
①×印を名前の上の欄のほかに書いたため、誰を「やめさせる」のか判らないとき。
②自分で書かないでゴム印などで印をつけたもの。
昭和三十三年五月に行なわれました衆議院議員総選挙のときにも大切な一票が、無効として処理されたものが、相当にありましたので、十分に注意いただいて貴重な一票を無駄にしないようにして下さい。このほか、字の書けない方には〝代理投票〟が、また盲人の方には〝点字投票〟によって投票ができます。投票日に投票所へ行けない方には、「不在投票」の制度があります。
なお、選挙についてのお問合せは、選挙管理委員会事務局（市役所四階）までおいで下さい。
電話は昼間は三八八一番
夜間は三八八八番へ

## 人権擁護相談

人権を犯されてお困りになっておられる方は、ご遠慮なくご相談においで下さい。
とき　十一月十六日
午後二時から
ところ　市役所相談室
相談内容の秘密は固く守ります。

## 文化功労者ら表彰
### 四十八氏四団体へ

十一月三日の文化の日、市では午前十時から市会議事堂に来賓者多数を招き、文化功労者等の表彰式を行ないました。表彰は市長から文化功労者など三十九氏と三団体へ表彰状（感謝状）を、教育委員長から教育功労者九氏、一団体に表彰状が贈られました。
このたび表彰を受けられた方は次の方々です。（敬称略）

**文化功労者、書家、樋口雪峰**
青年学級開設当初からの講師で八尾書道協会を組織して会から毎年数人の日展入選者を出すなど書道を通じ市の文化向上に努められた。

**文化功労者、書家、辻本九華**
（感謝状）公民館の書道講座開設以来講師として、遠く奈良から夜間指導に尽されるなど本市書道界の振興に努められた。

**産業功労者、製菓、板倉天郎**
河内平野の野菜や果物の自然の味をそのまま菓子にする研究を続けて四十年、今日では八尾特産の珍菓としてその名声を高められ河内の味を守り続けられている。

**体育振興　南高安中学校女子ソフトボール部**
大阪府のソフトボール大会で連続三年間優勝し、本市の体育振興に尽された功績が大きい。

表彰を受けられる樋口氏＝議事堂で

**市政功労者**
市政一般　飯田弟一、池上長四郎、水上朝日
▽民生　木本国三、竹川秀道、吉崎富三三、沢田好雄
▽商工　高木金一、杉本アサ
▽農政　谷山巌、森岡五平
▽統計　今村久寿、田中倉之助
▽教育　小川礼二
▽社会教育　辻田常三郎、荒藤栄蔵
▽簡行者　阪上ハルエ、秀内義治
▽社会福祉　八尾市身体障害者福祉会
（感謝状）
交通安全運動協力者　前田末次郎
大和川右岸水防事務組合　八尾水防分団
▽職員表彰　主事松尾孝、主事補飯田芳子、同佐藤芳夫、同楠隆
同中村義嗣、同辻村昇、技師補葛西信弥、消防司令補宮本喜代三、看護婦長上北シマ子、事務員岡本繁、同畑正治郎、運転手川岸菊三、使丁監督長日勇
▽永年勤続者表彰　主事藤谷清一
同角倉捨造、消防団副団長前原一応、同分団長中林伊三雄
教育委員会表彰者
▽指導主事林道秀▽用和小教頭森田昭光▽西郡小教頭西谷末造▽南山本小教頭坂本陽一▽大正小教諭西岡静枝▽竹渕小教諭田村千代子▽南高安小教諭中木カズエ▽志紀小教諭米田照子▽竜華中教諭山本静二▽南高安中学校女子ソフトボール部

## 人権擁護委員
### 互に守ろう人権尊重
### お困りの方は相談を

十二月十日は、第二回の〝世界人権デー〟です。今国人権擁護委員連合会では十二月四日から十日までを「人権週間」として人権尊重の思想を普及するために色々な行事を行ないます。
わが国の憲法の第三章に国民の権利と義務について規定されていますが、これは世界人権宣言の趣旨と殆んど同じです。憲法が施行されて人権尊重の思想がある程度国民の間にしみとおったようです。しかし、われわれの日常生活をふり返って見ると封建的意識や慣習が根強く残っているようです。社会生活で幸福な生活を営むための基本的人権は、国民一人一人の努力によって護らなくてはならないことは勿論ですが、国としても皆さんの基本的人権を尊重するため法務省の所管として人権擁護局が設けられています。当市には法務大臣から委嘱された人権擁護委員が五人おられ、人権問題について相談に応じておられます。皆様のうち、もし人権を侵されてお困りの方はご遠慮なくご相談においで下さい。
人権侵犯事件とは大体次のようなものです。あなたのまわりに問題が起きていないか、改めて人権尊重を考えてみましょう。
○暴力や威力で寄付や仕事などを強制されたり、不当に侮辱されたり、また訴え出たため商売の邪魔やいやがらせをされたり、行動の自由を妨げられていないか。
○部落や団体から不当に仲間はずしにされていないか。
○工場などからの振動、騒音、ばい煙などで平穏な生活が侵されてはいないか。
○私生活の秘密をあばかれたりしていないか。
当市の人権擁護委員は次の五氏ですが、委員宅へ相談に行きにくいときなどは毎月の定例人権相談日をご利用下さい。相談日は毎月第三水曜日の午後二時から市役所内の人権相談室で開かれ、全委員が出て皆様のご相談をお待ちしておられます。ただし十二月は人権週間の行事に合せて七日午後二時から行ないます。

**人権擁護委員**
武田　京三　久宝寺二六三二
池田　智　本町五丁目二〇四
上田　申松　植松二三七〇
稲本　孝司　郡川三八〇
米沢　保　弓削四五四

## 人口122,833

## ご協力に感謝します
## 第九回国勢調査

十月一日現在で実施されました国勢調査の当市の人口概数がまとまりました。今回の調査は十年に一回の大がかりな、しかも複雑な調査内容であっただけに、調査員の方々のご苦労はなみなみならぬものがあったでしょうし、各世帯のみなさんにもご迷惑をおかけしたことと思われます。
幸い皆様からの全面的な協力によって調査は順調に終りました。厚くお礼申し上げます。この調査によりますと、当市の人口と世帯の概数は次のとおりとなりました。

| | |
|---|---|
| 男 | 六一、〇八〇人 |
| 女 | 六一、七五三人 |
| 計 | 一二二、八三三人 |
| 世帯数 | 二八、〇五七世帯 |

この数字は今のところ概数であり、今年末に総理府統計局から全国的な結果公表があって、はじめて認められることになります。
なお、当市では引続き町別人口世帯数、年齢別人口、及び産業別就業者数などの結果統計をまとめています。

## 貯蓄で明るいくらし
### お金は郵便貯金に

郵便貯金は最も有利でしかも便利な貯蓄の方法として、ひろく皆さん方に利用され、明るい生活の安定に役立っています。
皆さんから寄せられたぼう大な金額は、大蔵省の資金運用部をとおして、いろいろな機関に貸し出され町や村を住みよくするために使われています。郵便貯金は中央に集められて、地方にもどってこないと考えている方もいますが、実際には私たちの生活に一番つながりの深い市町村に貸し出され、学校、病院、保健所あるいは道路上下水道の建設資金として使われています。
いつでも自由に預け入れや払いもどしができ、この種の貯金としては安全でたいへん利率の高い郵便貯金をご利用いただいて確実な貯蓄をして下さい。

### お米屋を変えたい方へ

いま配給を受けている米屋を変えたい方は、十日から三日間の間に市民課か出張所で登録変更の手続きをして下さい。手続きは配給を受けた代金を全部すませてから米穀購入通帳と印鑑をもって本人が直接届出にきて下さい。

## 窓口

この欄は、市民相談室でお受けした相談の内から、一般的な内容をもつものをとりあげ、市政のあらましを知っていただくとともに、皆さんの市政を築いてゆくための「市政の窓口」です。

**道路穴の早急修理を**
（問い）バスやトラックなどがたくさん通るので、道路下を横断して敷設してあるヒューム管がこわれ、道路に大きな穴があいています。早く修理してください。
（答え）最近このような道路の補修について数多くの皆さんからの苦情が寄せられています。限られた予算内で逐次ご要望にお答えしご要望にお応えすることは不可能で、現地を調査したうえでできうる限り修理しています。お申出の個所については、さっそく破損したヒューム管をとりかえました。

**住民登録と市民税**
（問い）わたしは、大阪市内に家をもっていますが、狭いため住民登録はそのままにして八尾市内のアパートに住んでいます。近く適当な土地をみつけて家をたてるつもりでいますが、先日市から市民税の督促をうけました。市民税は大阪市に納めていますが、八尾市でも納めなければいけないのでしょうか。
（答え）市民税は住民登録をしているかないかよりも、その年の一月一日現在の居住者に対して課せられるもので、一時的な居住でなく、ある程度継続して住んでおられれば当然課税されます。また、継続して居住していれば住民登録をしておかねばならないはずです。大阪市で市民税をすでに納めておられるのでしたら、証明書を発行しますから、それをもって大阪市で還付してもらってください。

**徴税は日曜日にも**
（問い）勤務の都合で、日曜日以外には家を留守にする家庭も少くないと思いますが、こうした家庭のためには平日より日曜日に徴税にきていただく方がよいと思います。
（答え）市税の徴収を日曜日にも実施することはよく検討してみたいと思いますが、現在は次のような方法で行なっています。①本庁か出張所の窓口に納めていただく、②銀行または郵便局、農協を通じて納める、③納期が過ぎた後は吏員が督税して納めていただく、などですが、できれば②の方法をご利用いただきたいと思います。なお、日曜日の徴税吏員出勤と代休制については、困難がありますが、今後よく研究します。

十二月一日二日に受付

# 用紙交付二十二日から

## 市営住宅の入居者募集

今年度事業として、大正住宅の南側に建設を急いでいました市営住宅三十二戸が近く完成しますので、こんど建設される住宅と三十三年度建設の住宅一戸の計三十三戸の市営住宅の入居者を次の通り募集します。

入居者を募集する住宅は、第一種住宅三十三戸で、今年度建設のもの三十二戸と昭和三十三年度建設のもの一戸です。住宅は木造スレート葺平屋建（一棟二戸建）で一戸の延面積が三四・九六平方㍍部屋は六畳二間と板の間（四畳半で台所兼用）玄関、押入、水道付です。家賃は本年度建設のものは月二千二百円程度。昭和三十三年度建設のものは月千九百円で、敷金は家賃月額の三カ月分です。

入居申込みの用紙は十一月二十二日から二十六日までの間（午前八時四十五分から午後五時まで、土曜日は十二時まで、祝日は休み）市役所の市民相談室と各出張所でおわたしします。申込みの受付は十二月一日と二日の二日間、市民ホール一階で行ないます。申込みには米穀通帳、市税領収書（三十五年度分）勤務先の在職給与証明（自家営業の方は営業証明と納税証明）を添えて申込書を出して下さい。入居者の決定は十二月六日、午前十時から市民ホールで公開抽せんによって決めます。

**申込資格**

①現在同居しているか同居しようとする親族（事実上の婚姻、婚姻予約者も含まれます）があって家賃の支払能力のある者。

②毎月基準収入があり、独立の生計を持つ市内の居住者または通勤者で、現に住宅に困窮していることが明らかな者。

③独立の生計を営む保証人が二人ある者（保証人はなるべく市内に住んでいる者）

④月収基準は年間収入額から二割を控除した額の十二分の一から扶養親族一人について千円を控除した額が、決定家賃の六倍以上三万二千円以下の者。

なお、くわしいことは市民相談室へお問い合せ下さい。

建設中の市営住宅

26日から火災予防運動

# 火の元にご注意

## すでに四千六百万円が灰

消防本部

当市では今年始めから十月二十五日で三十三件の火災がありました。その損害額は約四、六〇〇万円に達しています。これを去年に比較しますと、件数は六件も少なくなっていますが損害額は一、五三二万円増加し、昨年中の損害額三、一五八万円をはるかに上回っています。冬に向って火を取扱う機会が多くなりますので、二十六日から十二月二日まで、全国一せいに秋の火災予防運動が行なわれます。今年は特に次の三項目に重点をおいて行ないますが、私達の家庭から、職場から火災をなくすようご協力下さい。

❶初期消火と早期通報＝「火事は最初の五分間」のたとえのとおり、火事による被害を少くするには、火事を早く見つけて初期消火をするとともに消防署に早く知らせることが大切です。

皆様方の家庭や近くで火事のときは、電話（八尾局では一一九番、東住吉、布施では（79）二六〇〇番、柏原局では一〇一番）巡査派出所、駐在所の警察電話ですぐ消防署へ場所と目標をはっきり知らせて下さい。

初期消火器具の整備＝火事を早く消防署へ知らせるとともに、初期消火器具を平素からととのえていつでも使えるようにしておきましょう。夜寝る前には、風呂桶、バケツ、水槽などはいつも満水するほか、できる限り建物に適した消火器を備えましょう。

❷避難、救助態勢の整備＝不慮の火災に驚きあわてて逃げ場を失なって死傷者を出す火災も後を絶ちませんので次の事がらにご注意ください。

（イ）老人や病人、幼児はなるべく二階以上に寝かせないよう、特に中二階は火事のときには逃げ口のないものが多いので、こうした部屋は寝室にしないようにしましょう。

（ロ）避難はしご、縄はしご、ロープなどの避難施設を平素からととのえておきましょう。

❸電気による火災の防止＝電気器具の普及によって、電気に関係する火災が多くなっていますので次のことによく注意して下さい。

（イ）電気の素人工事はやめましょう。

（ロ）電気器具はⓦマークのある製品を選びましょう。

（ハ）安全器のヒューズは正規のものを使用し、銅線や針金を使わないようにしましょう。

（ニ）配線がゆるんで、とゆやトタンなどの金物にふれていないかをよく調べましょう。

（ホ）フタマタやコンセントなどで一カ所から多量の電気を使うことは、過熱発火の危険がありますからやめましょう。

（ヘ）ビニールコードは熱に弱いので、電熱器具類（アイロン、こんろ、こたつ、炊飯器など）に使わないようにしましょう。

（ト）電気器具を使い終るとすぐ差込みを抜くか、スイッチを切るように習慣づけましょう。

❹サイレンの吹鳴＝二十六日から十二月二日までの一週間、秋の全国火災予防運動のため消防自動車のサイレンを吹鳴しますから火事と間違いのないようお知らせいたします。

# 絵画、写真、手芸

## 市展入選者

書道、菊花

当市の文化祭行事は、去る十月二十一日から始まった美術展で開かれ、市民演劇サークル〝どん〟による演劇祭、市内婦人会による婦人芸能祭、市内三曲会の皆さんによる三曲演奏会、音楽祭と行事が進み、現在常光寺では菊友会の菊花展が開かれています。今年の市展各部の入賞者は次の通り。

◎印＝市長賞○印＝議長賞◇印＝教育委員会賞△印＝佳作

**絵画の部**　◎松本年晃（本町）○島泰子（植松）田村祐子（山本）◇吉永義紀（柏村）佐々千秋（末広町）▽西田厚子、原田道子（清友高）井上咲子、朝平貴美代（八尾高）稲葉輝子（山本）

**写真の部**　◎藤原通弘（佐堂）○八坂淡（木ノ本）根来秋光（宮町）◎南野秀秋（竹渕）乾富夫（眼部川）▽岩崎利男（萱振）向井康規（福万寺）西川長宏（竹渕）井宮政雄（太子堂）木村義章（本町）（応募九八点）

**手芸の部**　◎小谷芳子（末広町）○岡本起代子（光南町）北本昇（久宝寺）◇中山深雪（郡川）小中じつ子（中野）（応募二八点）

**書道の部**　◎温井稔子（本町）○小道定子（天王寺屋）奥田勢津子（八尾高）▽義川房子、滝口千恵（清友高）浅田和子（八尾高）中村千代子（本町）加藤民子（山本）（応募六一点）

**菊花の部**　農林大臣賞＝森岡五平（久宝寺）大菊、知事賞＝奥東慶之助（黒谷）盆景、◎石井橋太郎（植松）大懸崖、○衞井重雄（久宝寺）大菊、奥東慶之助（黒谷）盆栽、◇石井橋太郎（植松）大木付、山田末松（栄町）大木付、▽石井橋太郎（植松）大菊、三浦豊員（久宝寺）盆景と大菊、浅井良真（黒谷）盆景、松村徳次郎（山本）大懸崖（応募二三〇点）

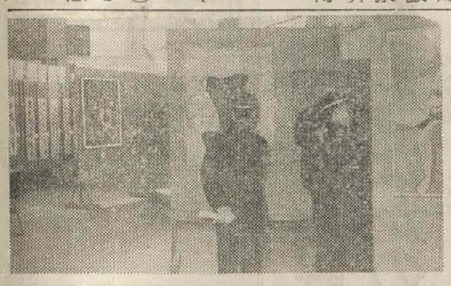

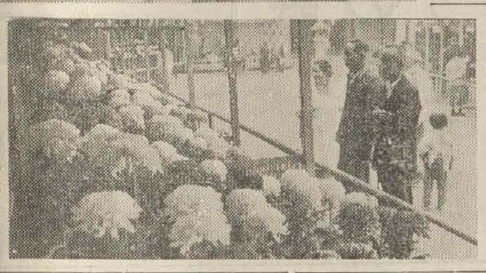

美術展（上）と菊花展

# 進む高安山開発事業

当市東部の山麓一帯の開発事業は、すでに完成した展望台とともに、去る昭和三十三年から工事を始めた高安山登山観光道路が、今年度中に駐車場とともにできあがり、有馬をしのぐ一大レクリエーション・センターの実現をめざして数々の事業が進められています。高安山登山観光道路は、近鉄信貴山口駅から椋岩寺に達する三二㌔の自動車道路のうち、残りの約一四四㌔と駐車場の完成によってできあがるもので河内平野を眺めながらのドライブやハイキングに家族ぐるみで楽しめる観光地として実現することになります。また、椋岩寺から高安山に達するハイキングコースも、シーズンにはハイカー達でにぎわうことになります。

# 第三次町名地番改正

## 二日から新町名

### 旧西郡地区を対象

第三次の町名地番の改正は、旧西郡地区を対象に行なわれ今月三日から新町名、地番に切替えられました。

こんどの切替えで生まれた新町名は、新家町（一丁目～八丁目）山賀町（一丁目～六丁目）泉町（一丁目～三丁目）椋町（一丁目～六丁目）高砂町（一丁目～五丁目）です。新町名に変った本籍、住所についてはそれぞれ各戸に通知書をお送りしましたが、通知書が誤っていたり、不審な点がありましたら、できるだけ早く市民課または出張所にお問合せ下さい。

また自動車免許証、危険物取扱主任免許証などいろいろな許可証は法規通り住所または本籍の変更届をして下さい。ただし自動車免許証または原動機付自転車許可証などのときは、こんどの町名地番の改正に限り、十二月二日までの間八尾警察署で書き換えられますので、地名変更の通知書と印鑑を持って届出て下さい。これ以外の関係先へ変更届をするために証明書の必要な方は印鑑を持って市民課または出張所へ申し出て下さい。この場合の証明書は十二月二日までに限って無料ですが、証明書の交付申請には証明書の提出先とその用途を申出て下さい。

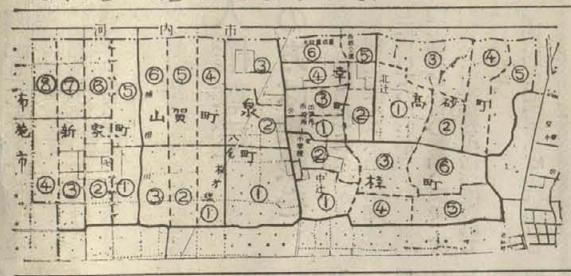

図は新町名の旧西郡地区

# ぜひお受け下さい

## ジフテリア百日せき予防接種

保険課では、十一月一日から市内各地区でジフテリアと百日せきの二種混合ワクチンの予防接種を行なっていますので、ぜひ近くの接種場所でお受け下さい。

こんどの該当者は、昭和三十四年四月二日から昭和三十五年三月三十一日までに生まれた方で、料金は一回五十円で

十一月十日　十二月一日　（志紀小学校）

十一月十一日　十二月二日　（八尾小学校　囃川小学校）

十一月二十二日　（中高安小学校　南山本小学校）

二十四日　山本、西郡小学校

二十五日　北高安小学校

二十六日　南高安小学校　用和小学校

二十九日　安中、竹渕小学校

三十日　久宝寺小学校　竜華、大正小学校

二十一日　西郡保育所

二十二日　久宝寺中学校

二十四日　高安診療所、植松聞光寺

二十五日　志紀住宅会館、大正診療所

二十八日　用和小学校

三十日　南高安診療所

**寮生募集**　国立神戸光明寮では、養鶏についての技術の修得を希望する視覚障害者を若干名募集していますから、希望者は十一月十日までに福祉事務所へお問い合せ下さい。

# 労働会館で記念行事

## 作品募集

市立労働会館では、八月二十二日開館以来十月末日現在で、会議室などの利用は一日平均二、三件、結婚の申込みは既に五十八件と順調なスタートで市民の皆さんに利用されていますが、更に、広く市内勤労者の皆さんに利用してもらおうと、次のとおり開館記念行事を計画しています。一人でも多くご参加下さい。

◎記念講演会　十一月末日予定　講師など詳細企画中

◎勤労者写真展　働らく人、職場などをテーマにした写真展覧会　会期　十二月十五～十八日

◎勤労者俳句会　十一月二十三日午後一時から入選者発表

◎勤労者短歌会　十一月二十七日午後一時から入選者発表

**募集要綱**

記念行事のため写真、俳句、短歌を次の通り募集します。多数ご応募下さい。

**写真**　労働会館を中心にしたもの、または働く人、職場を中心にしたもの。大きさは四つ切で白黒写真、裏面に住所氏名を書き十二月十日までにお送り下さい。一人三点以内、審査は専門家と会館運営協議会。

**俳句、短歌**　題は自由ですが、なるべく働く人や職場または労働会館を詠んだものをハガキに書いて十一月十五日までに労働会館へお送り下さい。ハガキには裏面に句だけを書き住所氏名は表に書いて下さい。また一枚のハガキには俳句は三句以内、短歌は二首以内に限ります。

選者は俳句が山下豊水、土山紫牛の両氏、短歌は玉嶋阪波氏です。賞品は写真、俳句、短歌とも市長賞、議長賞、教育委員会賞、労働会館運営協議会賞がでます。

# みんなの掲示板

**赤ちゃん会**＝次の各地区で乳幼児の健康相談を行なっていますので近くの会場で、ぜひお受け下さい。いずれも時間は午後一時半から三時半まで相談は無料です。

十日　曙川ガス住宅集会場
十一日　山本福万寺公民館
十五日　山本公団住宅集会所
十七日　大正中学校、竹渕森川
十八日　天理教　志紀変電所クラブ

**養老院へ贈りもの**

養老院のご老人に、暖かい贈りものが次の方々から寄せられ、ご厚志に深く感謝しています。

（二千円）本町岩坂邦雄、（四百二十二円）山本高校二年一組、（一千円）久宝寺木下治三郎、（五千円）萱振斎藤正栄、（一万円）恩智馬谷三郎、（一万円）山本藤岡富雄、（三千円）植松田中誠三郎、（三千円と梨一箱）久宝寺吉田クラ、（五百円）志紀小学校六年松本卓、（キャラメルを百五十箱）河内市吉田今井妙蓮、（西瓜六個）奈良県田中喜次郎、（西瓜七個）植松浦野武雄、（西瓜六個）久宝寺和田丈之輔、（西瓜八十個）南本町四丁目三谷善次郎、（西瓜六個、氷砂糖四㌔、煙草二十個）安中喜田幸子、（紅白まんじゅう五十二箱、菓子五十二袋、花束一束）用和婦人クラブ、（菓子百袋、羊かん五十本）八尾金光教婦人部（紅白まんじゅう五十箱）久宝寺婦人会、（クリケット五十袋）安中婦人会、（中古雑誌八十四冊）亀井西浦紘一、（りんご一箱）安中中尾明志、（飴五袋）安中山階ミシン工場、（菓子五十袋）某、（清酒一本）安中奥村医院

# 早く届け出て下さい
# きょ出制国民年金
## 本庁と出張所で受付

きょ出制国民年金の届出については、すでにみなさんのお宅へ届書の用紙をお送りしていますのでご理解いただいたことと思いますが、強制加入しなければならない人は一日も早く市役所か出張所へ届書を出してください。いま届をしないと、将来加入されても、同年齢の方と比較して不利になります。また、任意加入できる人も早目に届をすませてください。とくに五〇～五五歳までの人の加入届出は、来年三月末日までで、もし三月末日までに届出のないときは、将来とも加入できないことになりますからご注意ください。

### 国民年金のしくみ

わたくしたちは、国民年金といえば昨年十一月から始まった「福祉年金」のことを思いうかべますが、これは国民年金の一部であって、掛金をする（きょ出制）年金が国民年金の本体です。

福祉年金というのは、掛金をしなくともよい人（現に七十歳以上の人や、保険料が十年以上納められない人）にだけ支給される年金です。だから、加入しなければならない人が加入しなかったり、掛金をしないときは老齢年金はもちろん、障害、母子、遺児、寡婦の各年金もともに受けられないことになります。

この国民年金はみんなが連帯して、みんなの生活をよくしようとするものですから、いまから将来のこと、老後のことをよく考えて加入していただきたいと思います。

この制度については、時報で毎回ご説明していますが、今一度そのあらましをおしらせします。

▽加入しなければならない人―公的年金に加入していない日本人で来年四月一日で二十歳から五〇歳までの人。

▽希望によって加入できる人―五〇歳～五五歳までの人。公的年金に加入している人の配偶者。遺族年金や扶助料をうけている人。全日制の高校生や大学生。

▽加入できない人―公的年金から退職年金、恩給、障害年金を受けている人、または将来うける要件をみたしている人。外国人または外国に居住している日本人。五十五才以上の人。

### 保険料と納め方

保険料は二十歳から三十四歳までの人は月一〇〇円、三十五歳から五十九歳は月一五〇円です。これは将来の分までまとめて前納することができ、前納の場合には割引きされます。

保険料を納める方法は、「国民年金手帳」に市で発売（予定）する「国民年金印紙」を購入して貼りつけ、市役所で検印をうければよいことになっています。

### 保険料の免除と追納

生活扶助をうけていたり、福祉年金をうけている人は、免除の該当届を出せば保険料を免除されます。またどうしても保険料を納めることができない人は申請すれば審査のうえ免除か非免除かを決めます。国民年金では、保険料を免除された期間も被保険者期間として取扱われます。しかしこれらの人が将来生活が楽になり保険料を納めることができるようになればさかのぼって納めることができます。これを追納といい、この追納をしておきますと、将来の年金額が多くなります。

### 国庫負担

拠出制国民年金には国もその費用の一部を負担します。その額はみなさんが納められる保険料の総額の二分の一額です。事務費は保険料とは別に全額国が負担します。

### 掛金の運用

みなさんがかけられた保険料と国の負担金は、みなさんが年金をうけられるときの大切なお金ですから、国は税金とは別に、積立金として管理し運用してゆきます。運用によって生じた利子も、もちろん年金の財源にくみこまれます。

運用の方法はまず老人ホーム、母子寮といったような加入者に直接利益が帰ってくるような施設をつくるために融資運用されます。さらに水道をつけるとか、下水道やし尿処理施設など国民の生活環境がよくなるための施設にも融資されることでしょう。こうしたことによって、私たちの生活がだんだん豊かになっていくことになります。

### ほかの年金との関係

現在年金制度には、国民年金のほかに十種類がありますが、今までは一つの年金制度で、老令（退職）年金を受けられるまで勤めないで出てしまうと、脱退一時金といったようなものをもらって、それで年金とは縁切れになっていました。今度国民年金ができ、国民一人残らずどこかの年金制度に加入することになったわけですからどこの制度に入っていた分も、かけ捨てにならないように、それぞれの期間を通算しようということになりました。通算についての具体的な方法は来年三月までに決まることになっています。

### 年金の額

年金の額は現在の国民の生活水準や貨幣価値によって勘案されたものです。三十年、四十年先の将来まで同じ額であるというのではありません。将来生活水準が上がったときは当然それに見合って年金額が引上げられます。またインフレでお金の価値が下ったときも同様です。これは国が責任をもって調整することになっています。この点が民間の生命保険などとちがう社会保障制度であるわけです。このことは国民年金法の第四条に規定されていますし、その時期の生活水準に合ったように年金額が引き上げられてゆきます。

### 国民年金一覧表

| | 最低どれだけ保険料を納めればよいか | いつから（どんなとき）年金がもらえるか | 年金額 単位円 |
|---|---|---|---|
| 老齢年金 | 10年以上 | 65歳になったとき | 9,600～42,000 |
| 障害年金 | 3年以上 | 障害程度1級、2級になったとき<br>1級……両手、両足、盲、耳がきこえぬ<br>2級……片手、片足、少し見える、少しきこえる | 1級 30,000～48,000<br>2級 24,000～42,000 |
| 母子年金 | 3年以上 | 夫が死亡したとき<br>18歳未満の子がいる母子世帯 | 19,200～25,800<br>2人目の子から1人につき4,800が加算される |
| 遺児年金 | 父又は母が 3年以上 | 両親に死別したとき<br>18歳未満の遺児 | 7,200～10,500<br>2人目の子から1人につき4,800が加算される |
| 寡婦年金 | 夫が 10年以上 | 夫が死亡したとき<br>60歳～64歳の5年間 | 6,000～21,000 |

# 市立病院増改築
## 第一期工事を完了

市立病院増改築事業は、厚生年金保険積立金還元融資起債を財源として、去る六月十八日に着工しましたが、十月末日で第一期工事を完了し、本館北西側の鉄筋コンクリート造二階建玄関棟（延七〇四平方㍍）、本館と旧館との間の鉄筋コンクリート造平屋建レントゲン診療棟（二四四平方㍍）、と旧館西側のサーモコンクリート造平屋建（一部鉄筋コンクリート造二階建）管理棟（延四一三平方㍍）の三つの建物が八分通り完成しました。これを機会に十一月初旬に、旧館一階の小児科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚泌尿器科と本館一階の整形外科を新築玄関棟の一階に、旧館一階の歯科を本館一階の放射線科を新築レントゲン診療棟に、また、旧館二階の病室を新築玄関棟の二階に、それぞれ仮移転し、旧館の取りこわしと鉄筋コンクリート四階建診療棟兼病棟（三、二一六平方㍍）の建設にとりかかることになりました。これらの仮診察室、仮病室は新しい建物ができあがる来年八月頃まで使わされることになります。

なお、旧館の取りこわしで病院の中央の渡り廊下が通行止めになりますので、表玄関から放射線科、中央館、南館、新館の各病棟においでになる方は、病院西側に仮設された臨時の渡り廊下を迂回していただかなければなりません。中央の渡り廊下は来年二月頃には復旧使用できる見込みです。

工事はこれから増改築の主な段階に入りますが、診療には極力支障のないよう工事を進めるつもりですが、ご不便をおかけすることも少くないと思いますので、ご了承をお願いします。

診療時間は、十一月から次のように変更されています。

平日　午前九時三十分から午後二時三十分まで

土曜日午前九時三十分から正午まで

日曜日、祝祭日は休診

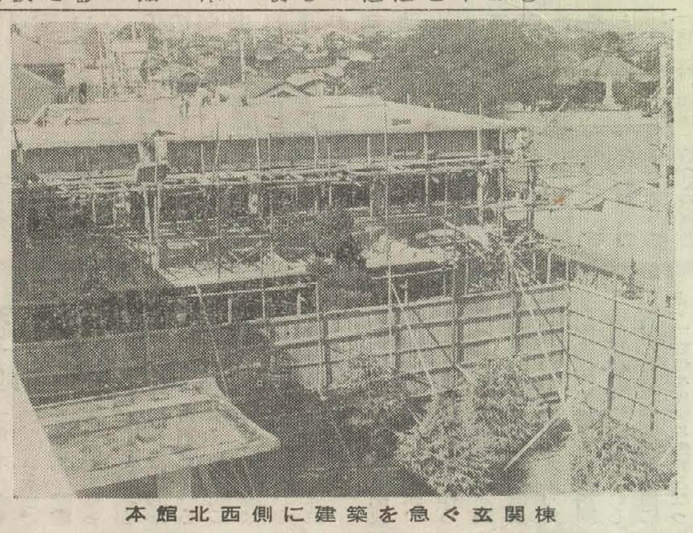

本館北西側に建築を急ぐ玄関棟

### 防火作品入選者

さきに全国火災予防運動行事の一つとして市内各高、中、小学校の生徒児童から防火作品（図画）を募集しましたが、応募数が一、三八一点の多数にのぼりました。厳正な審査の結果、次のとおり入選者を決定しました。

◇小学校の部

一位　小沢　澄子　用和六年
二位　近藤　和義　用和五年
三位　熊又　暁子　南高安六年
　　松本美佐子　用和五年
　　中井　孝次　北山本三年
　　田中正一郎　竜華六年
佳作　西尾　正美（竜華）ほか二二名

◇中学校の部

一位　中川喜久子　大正三年
二位　森田　博美　八尾二年
　　紙谷　栄治　八尾三年
三位　浜潟　和子　八尾三年
　　近藤喜代子　八尾三年
　　重岡　公子　高安二年
佳作　増田　和子（八尾）ほか一五名

◇高等学校の部

一位　原田　直子　清友三年
二位　森川　義彦　山本二年
　　喜田島久子　山本三年
三位　山本　毅　山本三年
　　新井　千明　清友二年
　　西田　厚子　清友三年
佳作　五味　逸子（山本）ほか三三名

### 意見書

九月市会で関係方面に提出することが可決されました「拠出制国民年金法の修正に関する意見書」および「第二寝屋川開さく用地早期確保に関する意見書」の交面は次のとおりです。

**第二寝屋川開さく用地早期確保に関する意見書**

寝屋川水系改修事業に係る第二寝屋川開さく工事は、東大阪地域の現排水系統を二分し、同地域多年の水禍を根本から除去する緊急必須の事業であり、東大阪五十万住民挙げてその早期完成を希求するものである。

しかしながら、第二寝屋川の開さくは、その計画予定路線において相当区間新規用地を必要とするものであるが、既に用地の確保を完了された城東運河より下流部を除いてそのすべては未だ用地確保の緒にもついていない実情である。

尤も、これが用地の確保は、下流部の事業進捗に伴い漸次その上流部に向けられるものと考えられるが、これが開さく路線に予定されている地域は、東大阪地域においていずれも未開発地域として近時特にその開発の重点が指向されつつある地域であって、その発展の度はまことに目覚ましいものがあり、これに伴う同地域の地価は土地ブームと密着し、日を追って高騰の一途をたどり、加えてこれら計画予定路線上に集団住宅、工場等が相次いで新築されつつある実情である。

したがって、このまま推移すると日ならずしてこれら住宅、工場は密集化し、将来第二寝屋川開さく工事が上流部に進捗した、場合これが用地の確保に際して予想以上に多額の経費を要することは勿論、現在新築されつつある建築物が支障物件となり、事業の進捗を著しく阻害することは既に開さくを進められつつある下流部の例を見ても明白である。

よって、大阪府においては、将来これが開さく工事の円滑なる進捗並びに工事そのものの早期完成を図り、東大阪五十万住民の要望に応えるため、第二寝屋川開さく計画予定路線の用地確保を速やかに上流部に及ぼすとともに、これら路線上の建築物の新築に対し規制が加えられるよう関係法令の改正整備について適切なる措置を講ぜられまするよう強く要望する。

以上地方自治法第九十九条第二項の規定に基いて意見書を提出するものとする。

**拠出制国民年金法の修正に関する意見書**

昭和三十六年四月一日から施行される拠出制国民年金法は、本年十月一日からその受付事務が開始されることになっている。

しかし、この国民年金法は次の諸点においてそれぞれ重大な欠陥をふくんでいるので、このまま施行すれば、市民の税外負担はますます増加し、日常生活に大きな影響を及ぼし、ひいては地方行政の混乱をまねくことは明らかである。

政府は、この年金法の施行にあたって、これら欠陥を有する諸点について、国民生活の実態に即応するよう速かに修正のための措置を講ぜられたい。

記

一、保険料が所得の多少に関係なく徴収されるためボーダーライン層にある市民生活は、貧困を招来する。

二、保険料の免除によって年金支給額の減額及び追納は、きびしすぎる。

三、年金支給額が老後の生活保障には充分ではない。

四、年金支給開始時期が遅い。

五、年金額が保険料納付済期間によって決められているのは適当ではない。

六、年金額が貨幣価値の変動に応じてスライドされるべき規定を更に具体的、かつ、明確にすべきである。

七、障害年金受給権者の資格規定が厳格である。

八、死亡一時金給付規定を設けるべきである。

九、積立金の管理運用は厚生省で行ない、国民の社会福祉、並びに国民生活に直結する分野及び地方行政水準の向上のために活用することを明確にすべきである。

十、国民年金事務に要する事務費は、実費全額国庫負担すべきである。

以上地方自治法第九十九条第二項の規定に基き意見書を提出する。

### 工事中の病院案内図

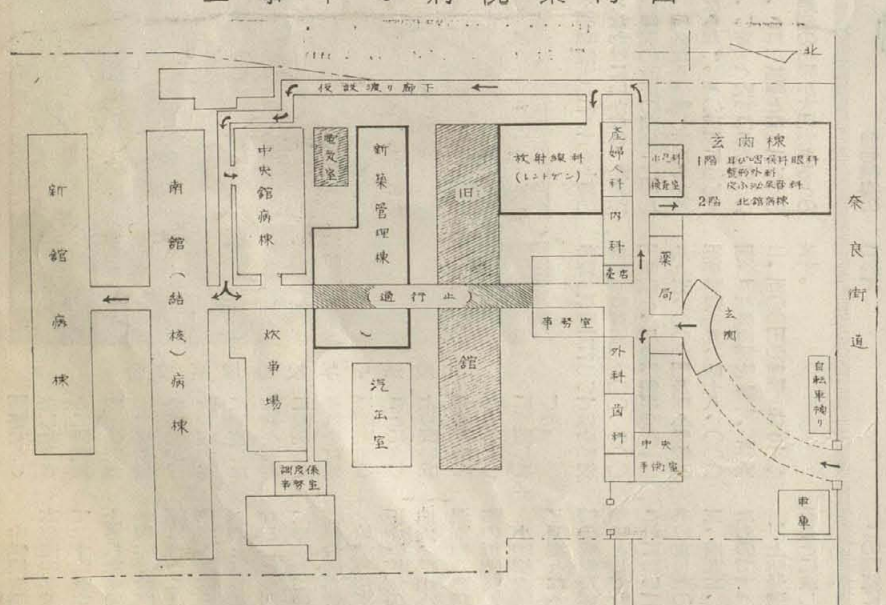

# 議会だより

**第13号**

この「議会だより」は、議会が開かれたとき「八尾市時報」の付録として、全世帯へお届けするものです。

（編集）八尾議会だより編集委員会
（委員）羽多野与久・隅田　栄・松村　富蔵　玉島　昭波・北村　巻蔵・阿尾　彬　長沢　豊二

## 陳情書受付　七月～十月

一、山本地区治水対策について（山本地区自振委）二、十二教室の増築方案について（成法中PTA）三、助成金交付について（八尾農協）四、講堂建設について（南山本小）五、校舎増改築について（八尾中PTA）六、道路拡巾について（竜華農協）七、校舎増築について（中高小PTA）八、新家佐堂線新設について（井上匡一ほか）九、踏切施設の改善について（志紀地区自振委ほか）十、八尾平野線拡巾について（明治乳業、日本鉄工所）十一、教育諸問題の改善について（市立学校園長会ほか）十二、講堂建設について（西郡小PTA）

## 九月定例市議会

九月定例市会は、去る九月二十八日に開かれ、一般会計第二次追加更正予算、並びに国民年金法修正に関する意見書と第二寝屋川開さく用地早期確保に関する意見書（三面下段掲載）の提出、教育委員二名の選任など十四議案をいずれも原案のとおり議決し、また緊急提案された暴力追放決議も全会一致可決して、十月三日閉会しました。

本会議での審査の模様については前号（十月十日号）の市時報で、そのあらましをお知らせしましたので、本号では会期中に開かれた各常任委員会の審査の経過と結果について、その大要を掲載することにしました。

### 総務

まず77号議案について審査しました。これは市長、助役をはじめとする特別職の職員が任期満了などにより退職した場合、現行の給与条例による退職金は非常にわずかなため、これまでは別に任期中の功績に対して慰労金、功労金などの名称で、しかも予算措置のみの議決で支出されていましたが、昭和三十一年の法改正で、条例、規則に基づかない給与は全面的に禁止されました。

しかし、特別職の公選性などを考えれば、一般職の職員と同一視できない特殊性があり、またこれまでの慣例もありますので、種々検討の結果、今後任期満了などで特別職の職員が退職した場合、現行条例による給与に、特に議会の議決を経て加給することが適当であるという立場から、条例の一部改正が提案されたものです。

委員会としては慎重に審査の上、今回の提案の趣旨を了とし異議なく原案を承認しました。

なお、加給金の支出については理事者から、本件可決の際は十月三日の本会議に事件議決を提案し、執行については次の市会で予算化していくという説明がありました。またその額については、今後の問題と運営を考えて算定基礎を明確にするよう要望し、今度の場合、市長の給料月額に暫定手当を加えた額の低減三十ヵ月分、すなわち二百五十余万円になりますが、当市の財政状況なども考え合せれば二百二十万円程度が他都市との均衡上適当ではないかと、委員会として理事者に進言しておきました。

## 特別職に退職加給金

### 消防の二元運営を質す

次に78号議案ですが、これは77号議案と関連するもので、現行条例においては有功者の記念品料のみにあてるため基金の造成が規定されていますが、今回の措置によって特別職の職員に特別加給金を支出する場合、この基金をあわせて充当できるよう現行条例の題名の変更と、一部改正について提案されたものです。委員会としては検討の結果、適当な措置として承認しました。

次に69号議案のうち当委員会所管の追加予算について審査しました。まず歳出では消防団費で四十四万円、選挙費で六万七千九百円の追加をしています。

このうち、消防費の審査に関連して当市の消防行政に対する基本的な考え方について質問がなされました。これに対して消防担当助役としての態度助役の個人的な見解として「政治的な面、地元民の感情は別として、経費の効率性という面からみていくと、消防団に四百万円が必要だということについては、むしろ専門職員を少なくとも基準定数ぐらいに整備し、器材が整備されていくことが望ましい。しかし現実には財政的な効率からだけみて消防団を廃止することはできない。八尾の地域の特殊性を考えれば、当分の間は二元運営もやむを得ないのではないか。しかし大阪市との合併もうわさされている今日であるから、よく見比べて八尾市の将来のあり方を研究し調整する必要があると思う。ともかく消防団をこれ以上強化せず、余力があれば署の強化にふり向けたい考えである」という見解が表明され、その他か質疑を重ねた結果歳入歳出とも原案を承認することとしました。

なお最後に議長から当委員会へ付託されました「在日朝鮮人帰国協定の期限延長に関する請願」について審査を行ないました。委員会は紹介議員から説明を求めた結果、その内容とするところを了とし、在日朝鮮人の一日も早く帰国できるよう関係方面に対し要請することが適当であるという結論に達しましたのでご報告いたします。

### 建設

## 水道起債を承認

### 西郡全域を町名改正

まず議案第68号は上水道事業費起債の件で、これは住宅建設、工場誘致及び給水人口の増加に対処するために四千万円を起債、配水能力の増強をはかり、市勢発展に呼応さすためのもので、主に配水管の布設工事であります。

工事内容は八尾～菅振間二千七百㍍、中田～山本間千五百㍍、成法寺～久宝寺間千五百㍍を始め、延長七千五百㍍におよぶ配水管の布設工事です。

この審査にあたり、水道工事後の道路復旧工事についてはよく苦情が出ているが、これにいかなる方法で対処しているかとの質問に対し、現在は復旧工事後、土木課に竣工検査を依頼しており、今後は、さらに工事方法を配水管布設と布設後の道路復旧工事とに分けて、万全を期し、早急に完備するよう努力するとの答弁もあり、本件を了承することに決しました。

議案第68号は一般会計の第二次追加更正予算で、当委員会関係分の土木費総額は千百七四万七千円であり、このうち街路事業費九百七十万円は亀井～八尾停車場線、西郷～植松線の用地買収及び立退補償費で、町名地番改正事業費五四万七千円は第三次計画として西郡地区の町名地番の改正であり、浸水対策事業費百五十万円は志紀府警住宅の排水路整備事業に府補助金の内示もあったので追加計上し、社会及び労働施設費四十万円は同和事業の一環として西郡地区の環境衛生の向上を計るための排水集路側整備事業として、それぞれ追加計上されています。

この審査にあたり、今回の第二次補正予算としては適切な措置であるが、用地買収を必要とする街路事業等については工事着工二～三年前に用地を確保し、それから工事にかかるよう、また浸水対策事業についても、志紀地区はとのたび府からの補助があり、また諸種の条件を満たしているが、浸水する地区は志紀地区のみならず、竹渕、竜華など他の地区にもあるので、府補助の有無にかかわらず、事業を進めるよう、なおまた、それらの事業によって他の事業予算が削減され、事業に支障を来たすことのないよう、予算の配分については十分検討し、なお一層適切に行なうよう要望し、本件を了承しました。

議案第72号は前回に引き続いて、第三回目の西郡地区の改正であります。この計画にあたり地区自振委、地区民生委員及び地元代表と前後十数回にわたって開催し、最終的にこの成案を得たものです。

この審査にあたり、この地区では町名の区劃が小さく、かつ多いので、一丁目から九丁目というように大きく区劃するよう、また由緒ある旧名称を極力、後世に伝声し、史跡を残すよう、丁目地番はその基準となる起点から、なお一層明確に表示するよう要望しました。

議案第73号は大正第九号線と大正第四十二号の市道路に認定するためで、このたび府道路の一部公用廃止の告示があったので提出されたものです。

この審査にあたり、これら双方の路線とも行きづまりの路線で、市道として適切なものではないとの意見もあったが、当路線の管理権の問題もあり、なおかつ本本、太田地区においては重要路線の一部で地元住民からも強い要望があり、また同路線を認定せずに放置すれば荒廃すること必定であるので、本件を了承することとしました。

## 研究費増額認める

### 久宝寺小に講堂を

### 文教産業

69号議案のうち教育費の歳出総額は一七、〇三五、五〇〇円で教育諸費は近年教科課程が全面的に改正し実施されますので、その移行措置に研究費として計上されたものであります。

各委員が発言された主なものは、教科課程の改正はいつから実施されるか、との質問に対し、小学校は三十六年度、中学校は三十七年度から実施されるとの答弁でありました。

また追加額が当初予算に比較して大きすぎるのではないか、なお今回の予算措置は当初からわかっていたのではないかと追及しましたところ、教育委員会は年度初めから計上したかったが財政的に困難であり、教科課程の改正は全面的に実施されるので、この移行措置は教職員にとって緊急を要する段階となっており、各科毎に研究会をもって研究している現状で、図書費等は相当大きく、このための講習会を開催するにしても一般のようなわけにいかない。全員が教科課程の改正の精神に即して、例外なく研究してもらわねばならない。その成果についても、いますぐ表われるものでなく、これが基準となっていくので最初の出発が大切であるとの回答でありました。さらに研究費支出の方法で、文教産業委員が行政視察の際に調査した資料を参考に説明してそれを有効に使用することにより良い成果を発揮できるように要望しました。

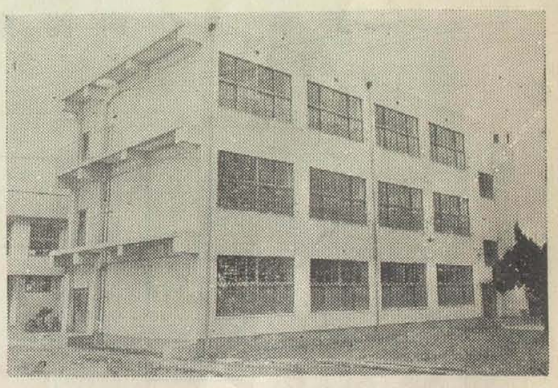

成法中学校の増築校舎

中学校増築事業費については本年度中学校生徒急増対策として二十六教室の増築費として計上された中で久宝寺、曙川両中学校の二教室分が現在の校舎で間に合うことになりました。来年度入学数を勘案すれば二教室必要となりますので補助対象になることも期待して、年度初めに増築していきたいという教育委員会の方針です。

校地整備事業費については大正中学校地の払下げ買収費と整地費、曙川小学校地の買収費の追加額及び曙川中学校の通学道路の新設費であります。

小学校改築事業費は、このほど懸案となっていた久宝寺小学校の講堂及び志紀小学校校舎改築費として計上されたもので、これについて国庫補助の内示がありましたので歳入面において三、四九二、五〇〇円計上されたものです。

以上69号議案は原案を可とすることに決した次第であります。

### 厚生

69号議案のうち保健衛生費の追加補正について審査しました。

まずし尿処理費一〇〇万円の追加ですが、これはし尿処理場建設計画と並行して、衛生的で能率的なし尿汲取りを行なうため、八尾市清掃協同組合に対し毎年度予算の許す範囲内で、バキューム・ポンプカー購入に必要な経費の二分の一以内の助成金を交付して、向う三ヵ年の間に清掃用器材をすべてバキューム車に切り換えるための、今年度分の追加であります。

この問題については、先に八尾市清掃協組から陳情書が提出され、厚生委員協議会で「その趣旨にそって理事者が適当な措置を講ずるように」という決定をみているものであり、今度の措置は陳情の趣旨、委員会の意向を全面的に取り入れたものでありますので、異議なく承しましたが、ただ今後の取扱いについて、助成金は組合の申請により、切り換えの意思表示をしている業者に交付する。

## し尿汲取りを改善

### ポンプ車購入に助成金

二、年度ごとの交付額は一〇〇万円（二台）に拘束されず、市の指導目標としては、業者から意思表示があれば、予算の許す範囲内で二分の一以内の助成金を交付する、などの説明が理事者からありました。

これに対し委員会としては、今後の運営、取扱いを慎重にし、より効果の上るよう努力することを要望しておきました。

次にし尿処理場建設事業費二一四万八〇〇円の追加補正について審査しました。し尿処理場建設用地の買収については、当初予算に五百万円が計上され、その後交渉を進めてきましたが、このほど福万寺地区に約七千坪の用地買収の見通しがついたので、坪当り離作補償二百円、上毛補償百円の不足分を今回追加するものです。

この問題については、すでに委員協議会でも審議をつづけているのですが、さらに慎重に質疑を重ねました。すなわち❶当委員会がこれまで数回にわたって他市のし尿処理場を視察した結果によれば、処理対象人口を十万人として用地を最も多く要する消化槽方式を採用しても数千坪程度と予測される。それにもかかわらず七千余坪を買収したこと。❷福万寺地区選定について説明を求めました。

これに対して❶他市のこの種処理場用地買収が難航している現状を考えて、今の間に他の計画も含めて同時に多くの土地を買収しておくこととした。❷市の総合都市計画し尿処理場としての条件を考え合わせて福万寺地区を選定したという答弁があり、この問題は住民も深い関心を示しているところであり詳細に検討を加えた結果、今後建設計画を進めるに当って当委員会と緊密な連絡をとりながらスムーズに進めるよう希望して異議なく承認しました。

## 提出された議案

議案第68号、35年度上水道事業費起債▽69号、35年度一般会計第二次追加更正予算▽70号、都市職員共済組合規約中一部改正▽71号、市税条例中一部改正▽72号、第三次町名地番改正▽73号、市道路線の認定▽74号、固定資産評価審査委員の選任▽75号、教育委員の選任▽76号、職員定数条例中一部改正▽77号、職員給与条例中一部改正▽78号、有功者記念品料基金条例中一部改正▽79号、拠出制国民年金法修正意見書提出▽80号、前市長退職手当特別加給金支給▽81号、第二寝屋川開さく用地早期確保意見書提出。

## 議会日誌（九月～十月）

▲9月6日近畿議長会理事会▲8日東大阪八市治水対策協議会▲9日文教産業委員協議会▲10日府下市議会事務局長会▲12日厚生委員協議会、市民クラブ総会▲14日総務委員協議会▲15日市立高校府補助陳情▲16日府下市議会議員団親善野球大会打合会▲22日市民クラブ総会▲26日議会運営委員会▲27日市民クラブ総会▲28日議会運営委員会、各派総会、全員協議会、九月定例市会本会議▲29日建設委員会、厚生委員会、暴力追放府へ陳情▲10月1日総務委員会、文教産業委員会▲3日議会運営委員会、本会議▲7日バス運行促進特別委員会▲8日ガス誘致促進特別委員会▲10日中部議長会▲11日府市議会議員団親善野球大会▲14日幾輪議長会近畿部会総会▲19日総務委員協議会▲25日全国都市問題会議（松山市）全国議事記録員研修会▲26日市民クラブ総会▲27日全国議長会理事会（東京都）

## 行政視察来訪市

（九月～十月）

9月2日彦根市、六名▽8日吹田市、五名▽13日福井市、五名▽30日桐生市、七名▽10月3日赤平市、三名▽22日福岡県高瀬町、二名